

鶴岡市総合計画審議会 農林水産専門委員会

平成25年11月19日
午後6時00分～
鶴岡市役所6階大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1)鶴岡市総合計画後期基本計画（農林水産分野）の素案について

(2)その他

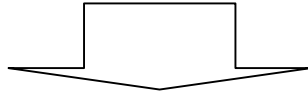
4 閉 会

基本計画の体系

第4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

- | | | |
|-----|----------------------|--|
| 第1節 | 持続的に発展する農業の振興 | (1) 農業の担い手の安定的な育成・確保
(2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化
(3) 環境保全型農業の推進
(4) 農業生産基盤と農山村の環境整備 |
| 第2節 | 森林資源の有効な保全と活用 | (1) 適正な森林経営と循環システムの構築
(2) 森林環境の保全
(3) 地域資源としての森林の利活用
(4) 森林バイオマスの利活用 |
| 第3節 | 安定した水産業の振興 | (1) 安定した漁業経営の推進
(2) 漁業の担い手の確保 |
| 第4節 | 農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大 | (1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり
(2) 交流人口の拡大による地域の活性化 |
| 第5節 | 新たな技術・流通等に関する研究開発の推進 | (1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進 |



第4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

- | | | |
|-----|-----------------------|--|
| 第1節 | 持続的に発展する農業の振興 | (1) 農業の担い手の安定的な育成・確保
(2) 地域の特性を生かした産地づくり
(3) 環境保全型農業の推進
(4) 農業生産基盤と農山村の環境整備 |
| 第2節 | 森林資源の有効な保全と活用 | (1) 適正な森林経営と循環システムの構築
(2) 森林環境の保全
(3) 地域資源としての森林の利活用
(4) 森林バイオマスの利活用 |
| 第3節 | 安定した水産業の振興 | (1) 安定した漁業経営の推進
(2) 漁業の担い手の確保 |
| 第4節 | 農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大 | (1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり
(2) 交流人口の拡大による地域の活性化 |
| 第5節 | <u>農林水産業の6次産業化の促進</u> | (1) <u>農林水産業の6次産業化の支援</u>
(2) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進
(3) <u>地産地消の推進</u> |

第4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

第1節 持続的に発展する農業の振興

1. 農業の担い手の安定的な育成・確保

○施策の方向

本市農業の持続的発展を図るために、優れた経営能力を有する認定農業者を中心とした担い手を安定的に育成・確保するとともに、担い手がない集落や地区においては、新たな経営体の発掘と育成に努めます。特にこれまで本市の農業を支えてきた農業者の高齢化が進み、多くの離農が予測されることから、次代を担う農業後継者や新規就農者を積極的に育成し、将来にわたり農業の担い手を安定的に確保します。

一方、担い手の確保が困難な中山間地域などの集落においては、農業者の自主的な話し合い活動を推進し、意欲ある兼業農家や高齢農家、女性農業者及び小規模農家などの幅広い参画による集落営農などの組織化を促進します。

○主な施策

具体的な取組み

・ 認定農業者・農業後継者・新規就農者等、担い手の育成・確保	集落の話し合いによる「人・農地プラン」の中心経営体に位置付け、国の支援策を最大限活用する。 新規の農業経営改善計画の作成や再設定に向けた見直しの指導を行う。新規就農者・農業後継者には、自立した農業経営のための指導・支援を関係機関と連携して行い、実践研修等の拡充を図る。
・ 集落営農等の組織化・法人化を支援	規模拡大や6次産業化による経営の多角化に伴い、地域の実情に即した担い手としての組織化・法人化を推進する。 特に中山間地域における集落の話し合い活動を促進し、農業者・JA・行政が将来展望を見据えた話し合いを進め、集落営農などの組織化、法人の設立などの方向性の合意形成を図る。

2. 地域の特性を生かした産地づくり

○施策の方向

水稲の高品質・良食味の安定的生産基地として維持・発展を図るため優良農地の確保に努めるとともに、共同乾燥調製（貯蔵）施設や共同利用施設、高性能農業機械の計画的な整備や導入を促進し、地域の実態に適した生産性の高い営農体制を確立します。あわせて消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の売れる米づくりを進めます。

野菜、果樹、花き及び菌茸などの園芸作物の生産を振興するため、生産技術の向上及び機械や設備の導入を推進します。また、大豆やそばを始め転作作物の品質・収量の向上安定化による農家所得の向上に努めるとともに、在来作物の生産振興や消費の拡大に向けた取組みを推進します。

堆肥の供給元ともなる畜産を振興するため、経営規模の拡大、優良種及び機械や施

設の導入、技術の向上による経営の安定化と生産の合理化を進めるとともに、担い手の確保や新規参入者も含めた後継者の育成を進めます。

農産物の流通と販売については、「安全・安心・おいしい」農産物を安定的に消費者に供給するため、市場をはじめ産直販売など多様な流通販売ルートの開拓と庄内米、メロン、だだちゃ豆（えだまめ）、温海かぶなどブランド力の高い農産物をけん引役としながら、これらに続く農産物などを幅広く発掘、育成し、「鶴岡ブランド」の確立により、販路拡大を促進します。

中山間地域においては、生産活動の維持を支援し、担い手の育成確保に努めるとともに、新規需要米の生産や振興作物などへの誘導、そばの生産振興を進めます。

○主な施策

具体的な取組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 売れる米づくりの生産振興と販路の拡大 	<p>新品種や有機栽培米、特別栽培米など消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の需要に応じた売れる米づくりの生産を振興するとともに販路の拡大を図る。</p> <p>米づくりの中核施設である共同乾燥調製（貯蔵）施設や無人ヘリコプターなどの共同利用施設、高性能農業機械の計画的かつ効果的な整備や再編を進める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 園芸作物の生産振興と産地化の維持 	<p>園芸作物、農産加工品の高品質かつ安定的な生産を図るための生産技術の向上及び機械や設備等の導入を推進する。地域特性を生かした畑作物や園芸作物などの産地化、ブランド化を促進するとともに、新たな地域特産物の開発及び化石燃料以外のエネルギー資源を活用するなどの施設園芸の高度化を進める。</p> <p>転作田等における土地利用型作物については、産地資金を活用し、平野部における大豆や麦、中山間地域におけるそばなど地域の状況に適した生産を振興するとともに、品質・収量の向上、安定化を図る。</p> <p>豊富な在来作物の種子の維持・保存を図るとともに、在来作物の持つ個性を生かし、新たな需要を掘り起こすなど消費の拡大を進める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産振興対策の推進 	<p>良質な肉用牛や豚の生産拡大を図るため優良種の導入を促進するとともに、畜産農家の経営の近代化と安定化を図るため、機械や施設の導入を促進する。</p> <p>公共牧場の積極的な利用促進と飼料自給率の向上を図り、夏山冬里方式による生産の合理化を進める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作放棄地対策の推進と担い手への農地の効率的利用集積 	<p>優良農地の確保、農地の面的集積の促進及び高性能農業用機械や施設の効率的な利用を促進し、生産性と収益性を高める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域の農業活性化 	<p>中山間直接支払を活用し生産活動の維持を支援し、担い手の育成確保に努めるとともに、遊休農地の解消や土地の有効利用の促進を図るため、新規需要米の生産や産地資金による振興作物等への誘導、そばの生産</p>

振興を進める。

3. 環境保全型農業の推進

○施策の方向

有機農産物や特別栽培農産物など、化学肥料や農薬の使用を控えた安全・安心な農産物に対する消費者ニーズに応えるべく、環境に優しく質の高い食糧の生産地をめざし、耕畜連携による有機性堆肥の活用をもとにした環境保全型農業を進めます。

今後は、米を中心に減農薬を基本とした環境に優しい取組みを市全体で行うなど、環境保全型農業の取組みのすそ野を広げ、本市農業の魅力を一層高めます。

また、市が自ら実施している農作物認定認証事業の機能を最大限活用し、認定認証のPRを強化し販売の付加価値を高めるとともに、認定認証活動を通じて環境保全型農業の取組みの拡大を促します。

さらに将来に向け、消費者や子どもたちが環境保全型農業を理解し、農産物をより簡単に手に入れられる体制づくりに一層取り組むとともに、生物多様性の維持をより重視した取組みを普及・啓発します。

○主な施策

具体的な取組み

・ 有機栽培、特別栽培、減農薬を基本とする栽培の全市的取組みの推進	慣行栽培でも実施可能な基本技術（土づくり、土壌診断による適正施肥、作物残渣処理、耕種的防除、防除暦記帳等）の励行を促す。 農業者に向けた環境保全型農業推進講習を開催し、適切な栽培技術や正しい農薬知識の習得、適正な肥培管理、防除暦の作成等を支援し、環境保全型農業に対する意識づけと取組みの普及啓発を行う。
・ 環境保全型農業を進める生産体制の整備	新規参入者向けの相談窓口や指導者育成のためのネットワークづくりを進める。 収量減への補てんとなる減収カウント、メリット措置となる環境加算を実施する。 耕作放棄地や放任樹の発生防止・解消運動を推進する。
・ 堆肥等有機性資材の活用による土づくりの推進	ほ場や地区毎に畜産堆肥の適正散布量の検証を進めるとともに、農業者へ向けて土壌分析に基づく適正な施肥管理を啓発する機会を設け、意識付けを図る。 堆肥製造施設・機械の更新や機能強化を推進するとともに、堆肥運搬方法の見直しや、効率的な堆肥流通モデルの実証に向けた支援策を検討する。 農業者の堆肥散布にかかるコストの軽減に向けた支援策を検討し実施する。
・ 環境保全型農業を軸に農産物認定認証を活用した鶴岡ブランドの確立	「環境に優しく安全で美味しい鶴岡産農作物」のブランドイメージ構築のため、鶴岡ブランド確立検討会議（仮称）を設置し、鶴岡産米を中心に、大消費地で

	<p>のPR等販売促進活動を実施・支援する。</p> <p>地域の栽培マニュアルや独自の厳しい基準を設けるなど、特徴的な栽培による「鶴岡産つや姫」ブランドの創出を目指す。</p> <p>制度周知の強化、安全安心情報の表示の仕方の検討、シールの見直し、認定認証取得事業者の紹介等による認定認証事業のPR強化を行う。</p> <p>つや姫の認証にあたって特長のある独自基準を設定するなど、市の認証制度を活用した新たなブランドの展開を検討する。</p>
<p>・ 消費者や子ども達が環境保全型農業に親しみやすい環境づくりと生物多様性の保全</p>	<p>消費者を対象とした有機農業理解講座や、小中学生を対象とした田んぼの生き物調査、小中学校での出前教室等への支援を実施する。</p> <p>環境保全型農業による農産物のPRイベントの開催、商材開発など、農業者団体や実需者等が行う環境保全型農業の情報発信に向けた支援を実施する。</p>

4. 農業生産基盤と農山村の環境整備

○施策の方向

農業生産の効率化と安定化を図るため、農業生産基盤の整備を促進します。

また、農地や森林の有する優れた景観や癒しの場としての機能を十分に発揮できるようにするとともに、農山村の住民が、安全で安心な生活、あるいは快適な生活を維持できるよう、農山村集落の防災対策・環境整備を促進します。

また、野生鳥獣の生息分布域が拡大、拡散する傾向が見られ、農作物への被害が拡大し深刻化していることから、実態の把握に努め、農業者と関係者、関係団体の連携のもとに、農作物被害を縮小させる取組みを一層進めます。

○主な施策

具体的な取組み

<p>・ かんがい排水施設の改修・整備、ほ場の大区画化、農道改良の推進</p>	<p>老朽化したかんがい排水施設の改修及び整備、ほ場の大区画化を進めるとともに、農道の改良などを計画的に進める。また、中山間地域や海岸部などに散在する未整備地域での基盤整備を進める。</p>
<p>・ 排水対策など水田畑地化基盤整備の推進</p>	<p>転作田の畑作物の収量の安定と品質の向上を図るため、排水対策などの水田畑地化基盤整備を進める。</p>
<p>・ 優れた景観の維持・保全、及び農山村集落の防災対策・生活環境の整備</p>	<p>地域住民の定住を図るために、優れた景観を維持・保全するとともに、近年多発している局地的豪雨による浸水・冠水対策に取り組み、安全かつ快適な暮らしを確保する農山村集落の防災対策・生活環境の整備を進める。</p>
<p>・ 農地・農業用水等の保全・管理活動の推進</p>	<p>地域住民が主体となり、地域における農地・農業用水等の保全・管理活動の推進を図る。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣被害の実態把握と農作物被害防止対策の推進 	<p>有害鳥獣被害発生時の連絡体制を確立し、的確な被害状況の把握に努めるとともに、市鳥獣被害防止計画、県ツキノワグマ保護管理計画及び市ニホンザル保護管理事業計画に基づき、農作物被害の発生源となるニホンザル・ツキノワグマ等の捕獲業務を地元猟友会へ委託し、有害鳥獣の捕獲を実施する。</p> <p>電気柵や被害防止対策器具の購入補助、地域住民が一体となって農作物被害を主体的に防止する活動への補助を実施するほか、狩猟免許の取得支援を行う。</p> <p>鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会を運営し、猟友会による追い払い業務や被害把握、生態調査を実施する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 人と野生鳥獣の棲み分け対策の推進 	<p>近年、ツキノワグマやサルなどの有害鳥獣について、集落周辺での食料依存が高くなっていることから、人との接触を未然に防ぐために里山林縁部の間伐等を行う場合は、視界を確保するために間伐率を高くし、緩衝地帯を確保するなど、野生鳥獣の生息環境に配慮した森林施業を検討する。</p>

第2節 森林資源の有効な保全と活用

1. 適正な森林経営と循環システムの構築

○施策の方向

豊かな森林資源を市民が活用し、森林所有者も安定的に森林施業に従事できるようにするためには、森林資源が循環することが求められています。それには、木材需要に応じたスギ人工林での伐採と、その後の植林と保育が途切れることなく繰り返して行われ、木材生産が継続して行われることが必要であり、このため、木材生産コストの低減を図りながら、市民のスギ人工林に対する関心を高め、生産された木材が、円滑に消費されるよう周知活動を進めます。

これまで山村を守ってきた林業従事者の高齢化が進み、管理放棄された森林が増加している要因にもなっていることから、多様な林業の担い手の育成を図ります。

○主な施策

具体的な取組み

<ul style="list-style-type: none"> 林道、作業道の路網整備と適切な維持管理 	<p>利用間伐や主伐など搬出を基本とし、林業高性能機械の導入によるコスト低減につながる木材生産となるよう林道、作業道の路網整備を推進する。</p> <p>また、近年、局地的豪雨による林道等被害が多発していることから、適切な維持管理に努め、被災の低減を図る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 森林所有者の施業意欲の向上 	<p>森林経営計画の作成によって、小規模林地を面的にまとめて集約化施業を実施することにより、コストの</p>

	<p>低減を図り林業収入の確保を図る。特に搬出間伐・皆伐については用材利用のほか、低級材のバイオマス利用を推進し、森林所有者への利益還元が可能となる施業を行うことにより森林所有者の意欲向上を図る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 担い手並びに森林組合林業技術者の育成強化 	<p>多様な担い手の育成とあわせて、森林組合の林業技術者の育成を強化し、森林所有者に対する施業指導を拡充する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 木材生産の継続につながる施業の検討 	<p>木質バイオマスの利用拡大が想定されていることから、間伐施業が推進される一方で、国産材の消費と木材価格の低迷もあり、森林所有者の再造林への意欲が薄らいでいる現状の中で、将来的に森林の持つ機能を維持・更新するため、造林の低コスト化について検討を進める。また、人工林＝スギ林のあり方を、天然更新や広葉樹混交林への転換なども含めて、地形や地勢に適した森づくりとしての検討を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 木材の地産地消の促進と公共建築物への地域産材の積極的な利用 	<p>森林を見学する機会を設けることなどにより、市民のスギ人工林に対する関心を高め、木材の地産地消についての理解を深めてもらう取組みを推進するとともに、住宅供給、製材、素材生産の関係事業所などが相互に連携し、地元産材による地域の気候風土に合った家づくりの推進を図るとともに、木材乾燥センターの活用による地元産乾燥材をPRし、地元産材の消費を促進する。</p> <p>また、公共建築物については、教育効果や展示効果が大きいことから、分離発注により地域産材の利用を積極的進める。</p>

2. 森林環境の保全

○施策の方向

森林の持つ多様で公益的な機能を市民生活に生かすため、平地や里山など身近にある森林の整備を行うとともに、病虫害による被害森林の拡大防止と保全対策や、森林に対する子どもたちの関心を高める森林環境学習などを拡充します。

○主な施策

具体的な取組み

<ul style="list-style-type: none"> ナラ枯れ被害の拡大防止のための調査、予防活動の実施 	<p>ピーク時に比べ大幅に減少しているナラ枯れ被害について、今後も、特定ナラ林の被害木調査を行い、被害木の伐倒駆除と予防活動を実施する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 森林環境の保全意識醸成 	<p>海拔 0m の海岸林から、高山帯まで幅広く、多種多様な森林形態を有する本市においては、「森林環境教育」として各地で特色ある取り組みが行われており、今後もみどり環境交付金事業等を活用しながら、学校</p>

	などと連携した自然環境学習や森づくり活動の体験学習、森林に関する各種学習会などの機会を提供し、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に森づくり・森林環境保全意識の熟成を図ってゆく。
・ 公益的機能の高い海岸林の維持、保全	海岸砂防林の松くい虫などの病虫害防除対策や、外来種であるニセアカシアの伐倒駆除を推進するとともに、地域住民の参加による保育活動などに取り組み、健全で公益的機能の高い松林を維持、保全する。

3. 地域資源としての森林の利活用

○施策の方向

森林の恵みを利活用できる環境をつくるため、里山の広葉樹林地から奥山の天然林に至る多様な森林について、その林相や地域の特色を生かした森林の利用を推進します。また、市民が、気軽に、親しみを持って森林に接していけるように、森林の多面的な機能と日常生活との関わりについての理解を促すとともに、森林を活用した市民の交流の取組みを進めます。

○主な施策

具体的な取組み

・ 森林に親しみ心安らげる空間としての活用促進	森林浴や森林散策、健康づくり活動などにより、森林に親しみ、心安らげる空間としての活用を進めるため、遊歩道や案内板、標識など森林内の利用施設の整備を行う。また、多様な森林形態を有する本市の特徴を活かせるような、新たな森林空間の整備についても検討する。
・ 森林や木を活用したイベントやプログラムの開発と情報発信	森林や木を活用したイベントや森林浴、森林散策などの情報を収集、発信し、市民の森林に親しむ機会の拡充を図るとともに、山村地域における市民との交流や健康づくりなどの面で有望な地域資源を活用したプログラムを開発する。
・ 間伐によって改善される林床環境を活用した特用林産物の研究・試験	山菜やきのこと類などの特用林産物は、中山間地域の重要な資源となっている。 今後は、生産の拡大や低コスト化、付加価値を高めた販売方法などの検討に加え、さらに利用間伐の促進により林床環境が良くなることから、ゼンマイやシオデやミョウガなどの耐陰性植物などの栽培導入についても検討を進め、生産の振興を図る。

4. 森林バイオマスの利活用

○施策の方向

森林資源の有効活用を図るとともに、地球温暖化の防止に資するため、間伐材や林地残材、剪定枝、製材屑などの未利用の木質資源をエネルギー源として、森林バイオマスの有効活用を進めます。

○主な施策	具体的な取組み
<ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマス供給の安定化と効率化 	木質バイオマス活用を本市の森林資源循環システムの1つの柱と位置付け、木質バイオマス発電事業、木質ペレット・薪などの熱源利用等の拡大を図るとともに、さらにこれまで林地残材としてきた低級材も含めた搬出間伐を推進し、木質バイオマス供給の安定化と効率化を進める。

第3節 安定した水産業の振興

1. 安定した漁業経営の推進

○施策の方向

水産物は、昔から重要な「食」の要素として、地域独自の文化と社会生活に深い関わりを持ち続けてきました。また、水産業は、水産物の安定供給とともに、豊かで安心できる生活の基盤を支える役割を果たしており、水産業の健全な発展を図ることが重要となっています。このため、将来にわたって水産資源の安定確保を図るとともに、ブランド化や消費の拡大など魚価向上の取組みを推進し、漁業収入の増収により、安定した漁業経営の確立を図ります。

○主な施策	具体的な取組み
<ul style="list-style-type: none"> 漁港施設の整備と適正な維持管理 	市管理漁港は昭和 30～40 年代に改修されたものが多く、老朽化に伴う再整備を進めてきたが、今後も、市管理漁港整備計画に基づき計画的に進めるとともに、港内航行と荷揚げ作業等の安全性の向上を図るため、浚渫など適正な維持管理を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 水産資源の安定確保 	将来にわたり水産資源の安定確保を図るため、イワガキ増殖施設の設置や藻場の保全活動、さらにアワビ・トラフグ・ヒラメなどの種苗放流事業を積極的に推進する。
<ul style="list-style-type: none"> 鶴岡産水産物のブランド化 	これまで高値で取引されてきたイワガキや寒ダラに加え、さらに近年、市場関係者から評価が高まっている「庄内おぼこサワラ」のように、品質保持の取組みを進めることで、他産地との差別化を図り、鶴岡産水産物のブランド化を進める。
<ul style="list-style-type: none"> 安全安心な水産物の提供 	安全安心な水産物を提供するため、貝類による

	食中毒防止のためのモニタリング検査などの取組みを進める。
・ 魚の消費拡大	県や県漁協、「庄内浜文化伝道師」などと連携し、料理教室の開催や、海の産直カーによる内陸部での移動販売などにより鶴岡産水産物の消費拡大を進める。
・ 経済情勢や、海洋環境変化による水産業への影響緩和	燃油価格の高騰などの経済情勢や、大型クラゲの来遊や磯やけなどの海洋環境の変化による、水産業への影響を緩和するための方策について、漁業者、関係機関と協調し対応を図る。

2. 漁業の担い手の確保

○施策の方向

漁業者の減少と高齢化が進んでいるなかで、将来にわたり安定して水産物を供給していくには、担い手の確保や育成を図るとともに、漁業者の円滑な世代交代を推進していくことが必要です。このため、現漁業者の後継者育成を基本にしながら、都市部や他産業からの新規就業者の受入れの検討などにより、新たな漁業の担い手の確保を図ります。

また、漁業者、県漁協、行政が構成する「山形県漁業就業者確保育成協議会」において、漁業研修制度や独立時の負担軽減策などを検討するとともに、構成員が各々の立場で施策を実施することで、担い手の確保・育成を図ります。

○主な施策

具体的な取組み

・ 一人乗り漁船漁業等への独立支援	研修制度の充実や漁船、漁具等の購入経費への補助制度の創設とともに、関係機関への制度資金の拡充の要請など一人乗り漁船漁業への独立を支援する。
・ 新規就業希望者への研修	県や県漁協、指導的立場にある漁業者と連携し、底曳き網漁船の乗組員や漁業就業希望者を対象とした短期・長期研修の取組みを進める。
・ 漁業体験事業の実施	中学生や高校生の漁業に対する就業動機を高めるための漁業体験事業を実施する。

第4節 農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大

1. 多様な主体の参画による農山漁村づくり

○施策の方向

農山漁村地域では、人口の減少、高齢化や混住化が進んでいることから、農林漁業

者のみならず幅広い地域や集落の住民の協力のもと、農林水産業の振興や地域の活性化に向けた話し合い活動を推進するとともに、実践的な取組み活動を推進、助長し、発展の成果が地域に還元される仕組みづくりにより、農林水産業の維持発展と農山漁村地域の活性化を図ります。

○主な施策

具体的な取組み

<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の参画による地域住民の自主的な組織づくり 	農林漁業者を核とし、自治組織や生産組織、高齢者や女性並びに若者の組織など、多様な主体の参画による地域住民の自主的な組織づくりを進める。
<ul style="list-style-type: none"> 地域づくりの推進のためのサポート体制の拡充 	地域づくりの組織化や実践的取組み活動を推進するため、専門家の派遣や農協などの関係機関や関係団体で構成するサポート体制を拡充する。
<ul style="list-style-type: none"> 地域リーダーの育成と情報発信 	農林水産資源を活用した新たな産業の展開や都市と農山漁村との交流を推進するため、地域リーダーとなる人材の育成と情報発信に努める。
<ul style="list-style-type: none"> 農地や農業用水などの保全管理活動への多様な主体の参画 	農地や農業用水などの保全管理活動への多様な主体の参画を通じて、適切な保全管理を図るとともに、コミュニティ機能の維持や再生を図る。
<ul style="list-style-type: none"> 森づくり活動や森林保全活動の推進と、森林の多面的機能を生かした交流の拡大 	地域住民やボランティア、漁業者、企業など市民参加による「魚の森づくり」や「広葉樹の森づくり」などの森づくり活動や森林保全活動を推進するとともに、森林施業の見学や体験学習を実施するなど、森林の多面的機能を生かした交流の拡大を図る。
<ul style="list-style-type: none"> 漁村地域の経済の活性化と産業の振興による地域づくり 	漁村地域に水産加工品の製造や水産物直売など新たな雇用の場を創出し、地域経済の活性化を図るとともに産業の振興による地域づくりを進める。
<ul style="list-style-type: none"> 森林資源を活用した活動拠点のフィールド整備、拠点同士のネットワーク化 	市民が気軽に森林の魅力を体験できる機会の提供と活動の拠点となるフィールドづくりと、活動拠点同士をつなぐネットワークや情報提供の充実に努める。

2. 交流人口の拡大による地域の活性化

○施策の方向

広大で豊かな森林、水田、畑、樹園地と砂丘畑などの農地、雄大な日本海、温泉、農山漁村文化と伝統など本市の農山漁村が有する豊富な資源を有機的につなげ、本市のイメージアップを図ります。また、安全・安心な農林水産物生産の取組みなどの情報発信を積極的に行うことにより、交流人口を拡大し地域の活性化を図ります。

○主な施策

具体的な取組み

<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の掘り起こし及び「鶴岡ツーリズム」の開発 	鶴岡市グリーンツーリズム推進協議会において取組みへの普及啓発活動、体験メニューの新規開発、体験イベントの情報収集と情報発信を進める。
--	--

<ul style="list-style-type: none"> 本市農林水産業への「応援団づくり」と農水産物の販路拡大 	<p>友好都市との都市間交流や、都市部の小学校等との交流を通じて農水産物の販売につなげていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 体験プログラムの拡充による森林や山村、漁村の持つ魅力を高め交流人口を拡大 	<p>漁業体験、小学生漁村体験による地域住民との交流活動、魚の森づくり、広葉樹の森づくりなどのイベントを実施する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 中学生や高校生の教育旅行の受入体制を整備 	<p>農家民泊の受け皿確保が困難になってきており、受け入れ側に過度な負担が生じないような仕組みづくりと、宿泊施設、宿坊、民宿等を活用した修学旅行の受入れを拡充する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 短期滞在型、長期滞在型、定住型などの交流居住を推進 	<p>田舎暮らしを求める都市住民のニーズに応えるため、農家民宿等への支援、定住型については方向性を検討する。</p>

第5節 農林水産業の6次産業化の促進

1. 農林水産業の6次産業化の支援

○施策の方向

「食の宝庫」を標榜する本市にとって、恵まれた食材を活用した6次産業化は魅力的な分野であり、6次産業の取組み段階に応じたさらなる支援及び推進を図ります。

また、各分野における課題も複雑かつ多様化しており、農林水産業の6次産業化の課題解決に向けては、農・商・工・観の連携が有効な手段であることから、現状把握と情報共有を行いさらなる連携強化を図ります。

○主な施策

具体的な取組み

<ul style="list-style-type: none"> 意欲的な農林漁業者等への6次産業化の支援 	<p>国県等の補助事業や本市単独事業を活用し、先進的で創意工夫を凝らした6次産業化の取組みに対して支援するとともに、相談窓口の常設や研修会の開催、アグリメールの活用など6次産業化に取組みやすい環境づくりを進める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> マッチングなど農商工観連携の推進 	<p>生産者と製造業者等とのマッチング相談会など、異業種間の連携も含めた農商工観の連携を推進する。</p> <p>また、定期的に庁内会議を開催し、情報共有と関連事業の連携を図る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 人と農林水産物が双方向に動く仕組みづくり 	<p>受注窓口の一本化に向けたシステムモデルの実施検証を行うなど、首都圏等域外への販路拡大の取組みや、地元保育園や福祉施設、旅館等への農林水産物提供の仕組みづくりを進める。</p>

2. 新たな生産加工技術・流通に関する研究開発の推進

○施策の方向

本市の農林水産物の付加価値を高め有利な販売に結びつけるため、地元高等教育機関や県立の試験研究機関、食品製造業など多くの企業立地といった環境を生かし、これらとの連携や協力体制を強化するとともに、新たな農林水産加工品の開発及び流通販売システムの改善などの研究、検討を促進します。

○主な施策

具体的な取組み

- ・ 地元の試験研究機関などとの連携・協力の拡充、及び嗜好性などに着目した付加価値の高い農林水産加工品開発の推進

だだちゃ豆の食味成分比較検証調査や、石灰肥料の代替としてカキ殻を活用した庄内柿の大玉生産に向けた栽培技術の研究など、高等教育機関などとの連携・協力体制の充実を図る。

木材の強度特性や材質特性を明らかにし、構造材や内装材への新たな活用を検討するとともに、特用林産物の人工栽培や促成栽培など栽培技術を開発する。

安価な魚介など従来市場ルートに乗らなかった魚介を活用した水産加工品の開発と販路の開拓をするとともに、首都圏への活魚出荷など新たな流通販売ルートを開拓する。

3. 地産地消の推進

○施策の方向

小規模農家や女性、高齢農家は、栽培技術や営農意欲があっても、生産量が少量であったり、販路開拓のノウハウが不足しているなど、自らの力で販路を求めることが大変厳しい状況にあることから、少量多品目の農産物の販売による農業所得の向上を図ります。

「食育・地産地消推進計画」の目標値である学校給食における鶴岡産野菜の利用率50%以上、並びに地元産魚介類の利用率30%以上の達成に向けた事業を展開し、農業理解を図るとともに、給食用野菜生産農家等の所得向上を図ります。

市民の食生活を通じて、鶴岡の食と食文化を支える農林水産業や農林水産物への理解を促進することにより、地場産食材の積極的な利用等による農林水産業の支援を推進します。

○主な施策

具体的な取組み

- ・ 小規模農家や女性、高齢者を中心とした産直販売や農産加工の取組みの積極支援、並びに地元農産物の販路拡大の推進

小規模農家や高齢農家等の身近な出荷先である産直施設を対象とした研修会の開催や、小ロット農産物であっても産直施設に出荷しやすい環境づくりを進める。

<ul style="list-style-type: none"> 学校給食の地場産物利用促進による子どもたちへの農林水産業の理解促進、並びに給食出荷による農林漁業者の所得向上 	<p>圃場巡回や地場産野菜導入に係る協定、給食用米の価格差補てんなど、給食出荷団体等生産者が給食食材としての地元野菜を提供しやすい環境を整えるとともに、米飯学校給食のさらなる充実を図る。</p> <p>産地水産業強化支援事業により、学校給食センターと魚介類を活用した食材の開発を行い、学校給食等での活用による地産地消を進める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 食育を通じた理解促進事業の実施 	<p>学校に生産者を招いての給食会の開催や料理教室など食育事業の実施により、家庭や児童生徒に対して本市の農林水産業と農林水産物への理解を促進する。</p>